女性活躍推進法に基づく
社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会　一般事業主行動計画

女性が職業生活において、活躍できる雇用環境の整備を行うために次の行動計画を策定する。

１　計画期間

令和８年９月１日から令和１３年８月３１日までの５年間

２　内容

目標１　仕事と家庭の両立を支援するため、育児・介護休暇制度等の周知を年１回以上実施し、制度を利用しやすい職場環境を整備する。

〈対策〉

・令和８年９月～　育児・介護休暇制度等の内容を整理し、社内への周知を行う。

・令和９年１月～　制度利用を希望する職員に対して、利用可能な制度や手続きについて個別に説明するとともに、管理職にも制度への理解を促す。

・令和９年４月～　制度利用者や職員から意見・要望を聞き、より利用しやすい職場環境となるよう改善を図る。

目標２　女性労働者の平均勤続年数を現在の８年より１年以上伸ばす。

〈対策〉

・令和８年９月～　利用できる両立支援制度とハラスメント防止について労働者及び管理職に周知する。

・令和９年１月～　年次有給休暇の取得を推進する取組を行う。